

香と云々伏見村を以てして後令後(運動)方針として全部
 後取要札と見做れ共近一個人の行動ノ採る共下ノ
 決議元と共ニ各地に香集多村を以て其出所ノ討問
 し後此爲出所ノ考考ノ此ノ職首名ノ出所ノ由ノ出た
 禁レ或ニ後集多ノ討之方他ノ業能ク加()之ノ字
 抗議ノ意ニ示す中丸ノ年世()時比對合云々
 (2) 被解社名ノ出所ノ討問状況
 被解社名申根率之助外ニ一ニ二十五年前九時三十分
 以申込市ノ表ノ八幡町一之市令同大野待吉方ノ
 討問市警者向ニ道乳中ノ要求共能方ノ此ノ合方
 也了り名依輸也八幡町市ノ派ハ之討し吹是ノ起レ
 今見云々十()之代表名ノ出所云々
 (3) 被解社ノ状況
 () 自治部

(1) 自治部

本月廿七日... 本町... 大隈... 川島... 西村... 小林... 金釣

本町	大隈	川島	西村	小林
自治部	自治部	自治部	自治部	自治部
金釣	金釣	金釣	金釣	金釣